

公 示 日:2024年9月4日(水)

調達管理番号:24a00601

国 名:エルサルバドル

担 当 部 署:社会基盤部 都市・地域開発グループ 第3チーム

調 達 件 名:エルサルバドル国公営賃貸住宅モデル実施プロジェクト詳細計画策
定調査(評価分析)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役割)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 :評価分析
- (2) 格 付 :3号
- (3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間:2024年10月中旬から2024年12月中旬
- (2) 業務人月:1.20
- (3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務
 5日 21日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数:1部
 - (3) 提 出 期 限:2024年9月18日(水)(12時まで)
 - (4) 提 出 方 法:電子データのみ
- ◇ 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」
の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知:2024年9月30日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	エルサルバドル共和国及び中南米地域
語学の種類	英語(西語ができれば望ましい)

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

本件に応募する法人及び個人に対して条件はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

エルサルバドル共和国(以下、工国)は、2022年において人口633万人、世帯数198万世帯を有するが、このうち39.2%の世帯が居住環境に問題を抱えるとされている。多くの世帯に共通するのが、自身の住宅を所有していないことである。このため、血縁関係にある複数の世帯が一軒の住宅で共同生活をするのを強いられている。また、居住する住宅は、廃棄資材で建設されている、あるいは床がなく土間の構造である等で安全性が低い、水道設備を有していない、川ベリや崖沿いなど災害リスク地域に建てられているなど、多くの問題を抱えている。

上記理由から、工国において住環境の改善に対するニーズは非常に高く、工国の現政権は「国家住宅政策」を定め、2019年には公共事業運輸・住宅都市開発省から住宅都市開発部門を住宅省に昇格させ、住宅問題への取り組みを強化している。住宅省は、資金へのアクセスが難しく住宅所有がかなわない層の国民に対し、適切な範囲内の賃料での適切な住環境を提供することで、社会全体の底上げを目指している。

このような状況において、工政府は、公営賃貸住宅制度の導入が1つの解決策になりえることから、本分野に関して知見及び経験を有する我が国に対して本技術協力プロジェクトを要請した。本プロジェクトは、日本の公営賃貸住宅供給に係る知見を用いて、工国に合わせた公営賃貸住宅の導入支援を行い、アフォーダブルかつインクルーシブでレジリエントな住宅供給に貢献するものである。

先方要請では、公営賃貸住宅に携わる関連組織の機能と構造の整備、関連する法制度の改正案の作成、コミュニティ形成のためのルール作成、公営賃貸住宅の実施計画案の策定、パイロット事業の実施等の成果が想定されているが、本プロジェクトの協力期間内で全ての要請内容に応えることは難しく、本詳細計画策定調査においては、現地の住宅取得や供給等の現状の把握をした上で、CPや関係機関

と協議し実施内容につき整理し合意形成を行う必要がある。

このため、本詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、相手国の住宅分野に係る情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2024年10月中旬～2024年10月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② エルサルバドル側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文又は西文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務(2024年10月下旬～2024年11月中旬)

- ① JICAエルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- ② エルサルバドル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作

成する。

- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e) (公営賃貸住宅に入居する世帯の母子家庭率が高い可能性があることから)JCC への参加が妥当であると考えられる、ジェンダーに関連した活動を行う組織を整理・検討し提案する。
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(FAO、WFP、EU、IDB、世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D:Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M:Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAエルサルバドル事務所等に報告する。

(3)整理業務(2024年11月中旬～2024年12月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2024年12月20日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10.特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年10月29日～11月18日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 建築行政/住宅政策(JICAが別途契約するコンサルタント)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAエルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:あり(西語－英語)
- オ) 現地日程のアレンジ:JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 都市・地域開発グループ 第3チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書(西語とその日本語訳)
- ② 本業務に直接的に関係するわけではありませんが、参考となる以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・エルサルバドル国 耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト終了時評価

調査報告書
JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入

力をお願いします。

以上